

特別選抜（外国人留学生選抜）の一部を次のとおり変更します。
下線部は変更部分です。

2 出願資格・要件

- (1) 本学を専願（第一志望）とし、次に掲げるいずれかの要件に該当する者。
- ア 日本国籍を有しない者で、外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者（2024 年 3 月 31 日までに修了見込みの者を含む）、またはこれに準ずる者で文部科学大臣が指定したもの。
 - イ 日本国籍を有しない者で、スイス民法典に基づく財団法人国際バカロレア事務局から国際バカロレア資格証書を授与された者。
 - ウ 日本国籍を有しない者で、ドイツ連邦共和国の各州において大学入学資格として認められているアビトゥア資格を有する者。
 - エ 日本国籍を有しない者で、フランス共和国の大学入学資格として認められているバカロレア資格を有する者。
 - オ その他本学において、アと同等以上と認められた者
- (2) 国際学部は (1) のいずれかに該当する者で、(2) ア（在留資格）を有し、イ又はウの要件に準ずる者もしくはエに該当する者。
- 人間科学部・医療保健科学部は (1) のいずれかに該当する者で、(2) ア（在留資格）を有し、イの要件に準ずる者もしくはエに該当する者。
- ア 大学入学に支障のない在留資格を有する者。
 - イ 日本学生支援機構が実施する「日本留学試験」の日本語を受験し、その受験票の写しまたは日本国際教育支援協会及び国際交流基金が主催し実施する 2022 年度または 2023 年度の「日本語能力試験」合否結果通知書（N2 以上）の写しを添付できる者。
 - ウ 国際学部は TOEIC のスコア 500 以上または英検 2 級と同等の能力を証明できる者
 - エ 本学独自の日本語能力試験により、上記日本語能力相当であると認められた者

2023/11/9 施行